

注 平成22年3月の改正から改正経緯を付した。

改正

平成22年3月18日21世子家第1381号
平成23年4月1日23世子家第458号
平成24年3月16日23世子家第1756号の1
平成25年3月29日24世家庭第557号
平成25年7月31日25世家庭第266号
平成26年4月1日26世家庭第42号
平成28年2月15日27世家庭第703号
平成31年3月18日30世家庭第909号
令和2年3月10日31世家庭第907号
令和3年4月1日3世家庭第118号
令和3年12月1日3世家庭第494号
令和5年3月30日4世家庭第1800号
令和6年3月29日5世家庭第1820号

世田谷区ほっとステイ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育て中の家庭（以下「子育て家庭」という。）の生活の安定及び福祉の向上を図るために、保護者の必要に応じ、児童を区内の児童福祉施設等で一時的に預かるほっとステイ事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象児童)

第2条 事業の対象となる児童（以下「児童」という。）は、区内に住所を有する生後4箇月から1年未満の乳児（以下「0歳児」という。）及び生後1年以上から小学校就学前までの幼児（以下「未就学児」という。）であって、家庭で保育を受けることが一時的に困難になったものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(事業内容)

第3条 事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を時間単位で行うものとし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設置運営基準」という。）第35条の規定に準じ次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 身の回りの世話に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めること。

2 区長は、預かり中の児童の負傷、疾病等の防止に努め、異常があると認められる場合は、速やかに保護者に連絡するとともに、医師の診療を受けさせる等の適切な措置を講じなければならない。

3 区長は、第6条第3項の規定により事業の承認をした者に対し、預かり中の児童の負傷、疾病等の防止に努めさせ、異常があると認められる場合は、速やかに保護者に連絡させるとともに、医師の診療を受けさせる等の適切な措置を講じさせるものとする。

(事業の実施形態)

第4条 事業は、これを地域展開型事業及び地区展開型事業に区分する。

(地域展開型事業)

第5条 地域展開型事業は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 実施主体 地域展開型事業の実施の委託を受けた保育所等の児童福祉施設を運営する者（以下「受託者」という。）
- (2) 実施場所及び利用定員 次表に定めるとおり。ただし、0歳児については、区長が特に必要があるとき、次表に定める定員を超えて地域展開型事業を利用させることができる。

実施場所	住所	定員	
			0歳児定員（内数）
子育てステーション成城	世田谷区成城六丁目5番34号 成城コルティ3階	10名	2名
子育てステーション世田谷	世田谷区太子堂一丁目6番6号 小西ビル1階	10名	2名
子育てステーション烏山	世田谷区南烏山五丁目17番5号	10名	2名
子育てステーション桜新町	世田谷区桜新町二丁目8番1号 世田谷目黒農協本店ビル1階	10名	2名
子育てステーション梅丘	世田谷区松原六丁目41番7号	10名	2名

- (3) 実施日及び実施時間 次表に定めるとおり

実施場所	実施日	実施時間
子育てステーション成城	年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。以下同じ。）を除く毎日	午前8時30分から午後6時30分まで
子育てステーション世田谷	年末年始を除く毎日	午前8時から午後6時まで
子育てステーション烏山	年末年始を除く毎日	午前8時30分から午後6時30分まで
子育てステーション桜新町	年末年始を除く毎日	午前8時から午後6時まで
子育てステーション梅丘	年末年始を除く毎日	午前8時から午後6時まで

- (4) スペース及び設備 設置運営基準第32条の規定に準じた必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊技場を除く。）を設けた専ら地域展開型事業の実施に使用する部屋を確保すること。

- (5) 職員配置 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 設置運営基準第33条第2項の規定に準じた数の職員を配置すること。

イ 次項の利用登録の申請、預かり中の児童に起こりうる様々な事態等に的確に対応するため、子育てに関する相談の経験又は育児及び保育の経験が豊富な者を職員に充てること。

- 2 区長は、地域展開型事業の実施に当たっては、申請により事業を利用する児童の保護者（以下「利用者」という。）に利用登録をさせるものとする。
- 3 区長は、地域展開型事業の利用者に、その利用に際して、利用の申請をさせるものとする。
- 4 区長は、前項の規定による利用登録又は利用の申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、手続を完了させるものとする。
- 5 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域展開型事業の利用を制限することができる。
 - (1) 施設管理上支障がある場合
 - (2) 児童が感染症等の疾患を有する場合
 - (3) 利用の定員を超える場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が地域展開型事業の利用を不相当と認める場合
- 6 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域展開型事業の利用を取り消すことができ

る。

- (1) 利用者が利用目的に反する行為をした場合
- (2) 利用者が区長の指導に従わない場合
- (3) 災害等により施設を利用することができない場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が地域展開型事業の利用を不相当と認める場合

7 区長は、利用者が施設の建物及びその附属設備等を滅失し、又はき損した場合は、相当と認める損害額を賠償させるものとする。

(地区展開型事業)

第6条 地区展開型事業は、これをおでかけひろば活用型事業及び一般型事業に区分する。

2 おでかけひろば活用型事業は世田谷区おでかけひろば事業実施要綱（平成19年11月1日19世子家第585号）第5条第1項に規定する地区展開型民営事業（第6条第1項第5号アにおいて「地区展開型民営事業」という。）の実施場所を活用して事業を実施するものとし、一般型事業は当該実施場所以外の場所において事業を実施するものとする。

3 地区展開型事業は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 実施主体 次に掲げる要件を満たす者であって、区長の承認を受けたもの。
 - ア 法人その他の団体であること。
 - イ 保育所等の運営経験又は在宅子育て支援に関連する事業の経験を有する法人又は団体で、かつ地域の子育て支援機能を充実させていくことに関して熱意のあるものであること。
 - ウ 政治若しくは宗教活動を目的としない法人又は団体であること。
- (2) 実施場所 次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 子育て家庭が集うに適した場所で実施すること。
 - イ 複数の場所で実施するのではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- (3) スペース及び設備 次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 適切に児童の一時預かりを実施することができるよう、児童1人当たり3.3平方メートル以上の広さを有する一時預かり専用のスペースを確保すること。
 - イ 施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数、構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び設置運営基準第32条第8号の基準を満たしていること。
 - ウ 施設及び設備が衛生的で、児童を預かるうえで安全であること。
 - エ 危険防止及び非常災害に対する措置を講じるとともに、児童の急病、災害、事故等の緊急時の対応方法について事前に定め、安全な実施体制を確保すること。
- (4) 実施日時 次のア又はイに掲げる事業の区分ごとにそれぞれ当該ア又はイに定める要件を満たすこと。
 - ア おでかけひろば活用型事業 週3日以上かつ1日5時間以上開設すること。ただし、利用者が利用を希望するときに利用することができるよう実施日時には十分配慮すること。
 - イ 一般型事業 週6日以上かつ1日6時間以上開設すること。ただし、利用者が利用を希望するときに利用することができるよう実施日時には十分配慮すること。
- (5) 職員配置 次のア又はイに掲げる事業の区分ごとにそれぞれ当該ア又はイに定める要件を満たすこと。
 - ア おでかけひろば活用型事業 次に掲げる要件を満たすこと。ただし、おでかけひろばの職員（地区展開型民営事業に従事する者であって、保育士又は研修修了者であるものをいう。）の支援を受けられる場合には、当該要件を保育士の資格を有する者を1名以上配置することとすることができる。
 - (ア) 子育て支援に関して相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置すること。
 - (イ) 専任の者のうち1名以上は、保育士の資格を有し、保育について経験豊富である者を充て

ること。

(ウ) 専任の者のうち保育士の資格を有しない者にあつては、区長が別に実施する研修又は相当と認めた研修を受講し、修了した者（以下「研修修了者」という。）を充てること。

イ 一般型事業 次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 子育て支援に関して相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置し、その半数は保育士の資格を有し、保育について経験豊富である者を充てること。

(イ) 乳児3名につき専任の者を1名以上配置し、その半数は保育士とすること。

(ウ) 専任の者のうち保育士の資格を有しない者にあつては、研修修了者を充てること。

(6) 定員 次のア又はイに掲げる事業の区分ごとにそれぞれ当該ア又はイに定める要件を満たすこと。

ア おでかけひろば活用型事業 2名以上とすること。

イ 一般型事業 5名以上とすること。

4 区長は、前項の承認を受けようとする者に、次に掲げる書類を添付した世田谷区ほっとステイ事業承認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を地区展開型事業の開始前であつて区長が指定する日までに提出させるものとする。

(1) 地区展開型事業を実施する団体等の規約

(2) 地区展開型事業を実施する団体等の資格を証明する書類（法人でない等の理由により資格を証明する書類を有しない場合は、団体設立時の総会の議事録及び直近の総会の議事録並びに直近の総会で議決された予算及び決算が分かる書類）

(3) 地区展開型事業を実施する団体等の構成員名簿

(4) 地区展開型事業を実施する施設の図面

(5) 地区展開型事業計画書

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が指定したもの

5 区長は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、第1項の要件に適合し、承認することが適当であると認めたときは世田谷区ほっとステイ事業承認通知書（第2号様式）により、承認することが適当でないと認めたときは世田谷区ほっとステイ事業不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

6 区長は、前項の規定により地区展開型事業の実施の承認を受けた者（以下「実施施設」という。）に、児童の家庭の状況及び一時預かり中に行つた身の回りの世話等の経過を記録する帳簿を備えさせなければならない。

7 区長は、実施施設に、次に掲げる場合においては、速やかに区長へ届け出させなければならない。

(1) 児童を預かることができない事情が生じた場合

(2) 児童に事故が発生した場合

8 区長は、実施施設が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、地区展開型事業の実施の承認を取り消すことができる。

(1) 第1項に定める要件のいずれかを欠くに至ったとき。

(2) 実施施設がこの要綱の内容に従わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施施設として不適当な事由が生じたとき。

9 区長は、実施施設に対し、前月の地区展開型事業の実施状況の報告を毎月15日までに行わせるものとする。

10 区長は、実施施設に対し、必要に応じて一時預かりの内容等について報告を求め、又は職員を派遣して実地に調査をさせることができる。

(利用回数及び利用時間数)

第7条 事業は、実施施設ごとに1日1回、月8回を限度に利用者に利用させることができるもの

とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 事業の利用時間数は、次の各号の区分に従い、1回につき当該各号に定める時間数とすることを、地域展開型事業における委託の条件又は地区展開型事業における補助の条件とするものとする。ただし、おでかけひろば活用型事業における利用時間数については、実施施設が区と協議の上、利用時間数を別に定めることができるものとする。

(1) 0歳児 1時間を単位として最大4時間

(2) 未就学児 2時間から利用することができるものとし、1時間を単位として最大4時間

3 未就学児に係る事業の利用時間数について、やむを得ず4時間を超える場合は、2時間を限度に1時間を単位として延長することができるものとする。

(利用料)

第8条 区長は、事業の利用料について、次表に定めるとおりとすることを、地域展開型事業における委託の条件とする。ただし、地区展開型事業における利用料については、実施施設が区と協議の上、社会通念上相当な額の範囲内で一定の利用料を別に定めることができるものとする。

児童区分	時間単位	金額
0歳児	1時間につき	900円
未就学児	2時間まで	1,250円
	2時間超え3時間まで	1,850円
	3時間超え4時間まで	2,500円
	4時間超え延長利用1時間につき	800円

備考 利用者から、その利用前に世田谷区低所得世帯等に対する未就学児の一時預かり負担軽減事業要綱（令和6年1月31日5世保認調第1475号）第5条に規定する世田谷区一時預かり割引パスポート（以下「パスポート」という。）の写しの提出があったときは、パスポートに記載された期間中に当該利用者が利用した分の利用料の額は、1日の利用料の合計額から3,000円（1日の利用料の合計額が3,000円に満たない場合は、その合計額）を減じた額とすること。（保険加入）

第9条 区長は、一時預かりをする児童の事故に備えて、受託者及び実施施設に対して、傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

(秘密の保持等)

第10条 区長は、地域展開型事業の対象者等への対応に十分配慮するとともに、地域展開型事業遂行上知り得た秘密については、地域展開型事業遂行以外に用いてはならない。

2 区長は、受託者及び実施施設に対して、地域展開型事業又は地区展開型事業の対象者等への対応に十分配慮させるとともに、地域展開型事業又は地区展開型事業遂行上知り得た秘密については、地域展開型事業又は地区展開型事業遂行以外に用いさせてはならない。

(研修等)

第11条 区長は、地域展開型事業に従事する者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めるものとし、実施施設に対しても、同様に地区展開型事業従事者に各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めさせるものとする。

(事業の周知)

第12条 区長は、地域住民等に対して、世田谷区広報又はパンフレットの発行、看板の設置等により、事業の内容の周知に努めるものとし、実施施設に対しても、同様に周知に努めさせるものとする。

(関係機関等との連携)

第13条 区長は、地域展開型事業の実施に当たっては、総合支所子ども家庭支援課、健康づくり課、保健所、総合福祉センター、保育所、児童館、児童相談所、児童委員（主任児童委員を含む）、児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、医療機関、療育機関、子育て支援団体等の関係機関の間

の連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めるものとし、実施施設に対しても、同様に実施するよう努めさせるものとする。

(報告等)

第14条 区長は、実施施設に対し、第6条第7項の規定による毎月の報告のほか必要に応じて地区展開型事業の実施状況について報告を求めるとともに指導することができる。

(届出)

第15条 区長は、受託者となろうとする者又は地区展開型事業を実施しようとする者に対し、法第34条の12第1項の規定に基づき、事業の開始前であって区長が定める日までに一時預かり事業実施届(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に事業の開始の届出をさせるものとする。

- (1) 職員名簿
- (2) 主な職員の履歴書・資格証の写し
- (3) 一時預かり事業担当者の資格証の写し
- (4) 事業計画書
- (5) 資金収支予算書
- (6) 平面図
- (7) 定款その他基本約款
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が指定したもの

2 区長は、前項の届出の内容に変更が生じた場合は、区長は、受託者又は地区展開型事業を実施する者に対し、法第34条の12第2項の規定に基づき、その内容の変更の日から1月以内に一時預かり事業内容変更届(第5号様式)に前項各号に掲げる書類のうち変更した事項に係るものを添えて事業の変更の届出をさせるものとする。

3 区長は、受託者又は地区展開型事業を実施する者が第1項の届出の内容に係る事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、区長は、法第34条の12第3項事業の廃止又は休止前であって区長が指定する日までに一時預かり事業廃止(休止)届(第6号様式)により事業の廃止又は休止の届出をさせるものとする。

4 区長は、前3項の届出があった場合は、区長は、これらの届出に係る写しの送付をもって受理に代えるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年11月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 世田谷区ほっとステイ事業実施要綱(平成18年3月24日17世子家第810号)は、廃止する。

附 則(平成19年12月1日)

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成20年9月1日)

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成21年21世子家第599号)

この要綱は、平成21年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月1日)

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則(平成22年3月18日21世子家第1381号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日23世子家第458号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 3 月16日23世子家第1756号の1）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日24世家庭第557号）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 7 月31日25世家庭第266号）

この要綱は、平成25年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 4 月 1 日26世家庭第42号）

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 2 月15日27世家庭第703号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月18日30世家庭第909号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月10日31世家庭第907号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日 3 世家庭第118号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年12月 1 日 3 世家庭第494号）

この要綱は、令和 3 年12月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月30日 4 世家庭第1800号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日 5 世家庭第1820号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。